

平成 25 年 7 月 30 日

IOSCOによる信用格付会社に係る監督カレッジに関する提言の公表

証券監督者国際機構（IOSCO）は、本日、「信用格付会社に係る監督カレッジ」と題する最終報告書（以下、「本報告書」という。）を公表した。本報告書は、国際的に活動する信用格付会社に係る監督カレッジの設立を推奨するとともに、設立及び運営方法の準備指針を示している。

本提言は、投資家保護及び証券市場の公正性・効率性・透明性を向上させるための IOSCO による取組みの一環として、信用格付会社の健全性を改善させることを目的としている。また、G20 首脳も信用格付会社の健全性に懸念を有しており、繰り返し IOSCO に対して、信用格付会社の有効性の改善に向けた作業を奨励してきた。

監督当局は各法域における信用格付会社の活動に対する視点しか有していないことがあるため、国際的に活動する信用格付会社による世界中での関連会社の設立は、監督上の課題となっている。信用格付会社に係る監督カレッジの設立により、監督当局間の情報交換や協力が促進され、最終的に、監督当局による、国際的に活動する信用格付会社のリスク分析や監督の効率を高めることができる。

IOSCO は監督カレッジを、国際的に活動する信用格付会社のリスク分析を促進させるための、また、そのような信用格付会社の効果的な監督を支援するための、情報交換や協議、協力の促進を目的とした監督当局間の協力枠組みと定義している。

必要に応じて検討又は共有する情報の種類には、以下に係る発見事項の検査又は調査も含まれ得る。

- ・ 信用格付会社による国内・地域内の法令への遵守状況
- ・ 信用格付会社による IOSCO 信用格付会社基本行動規範の導入及び遵守状況
- ・ 格付モデル及び方法、内部統制、利益相反の管理手続、並びに、重要な非公開情報の取扱手続の策定及び実施状況

信用格付会社に係る監督カレッジの役割は、国際的に活動する信用格付会社が直面する又はもたらすリスクや、それらのリスクに対する関連監督当局による対

応方法についての更なる理解促進を目的に、このような種類の情報を共有・検討するための仕組みを作ることである。メンバーが要望する場合には、信用格付会社に係る監督カレッジは、国内法と整合性をとりつつ、高度化された監督及び（又は）的を絞った調査・検査活動を通じて、信用格付会社が直面する又はもたらす重要なリスクへの対応方法に関する提言の合意形成を促進することもあり得る。